

①東京大学による名誉棄損・憲法違反事件

8月31日、第5回口頭弁論があった。原告は、甲14-1~-6号証(原告槌田敦の業績)と甲15号証(陳述書)を提出した。被告は名誉毀損となる9項目の特徴と名指しした12名の議論との関係を示す準備書面(3)を陳述した。

これまで、被告東京大学は、9項目の特徴は「一般的・全体的な評価・論評である」とし、名指しした12名との関係については「答える必要はないと思料する」としてきた。

ところが、一転して、この9項目の特徴について、「当該記載が前提とする事実について、9項目の特徴ごとに代表例を述べる」(被告準備書面(3)p2)と答えてきた。つまり、9項目の特徴と名指しした12名の議論との間には関係があると主張することになった。

被告東京大学は、「公共の利害」を理由にして名誉棄損の免責を主張している。そのために、その指摘した9項目すべてについて事実または事実相当であることを示す必要が生じたのである。ここで事実相当とは、「事実と信ずるについて相当な理由の存在」をいう。そこで、被告東京大学は取ってつけた屁理屈を並べることになってしまった。

たとえば、第9項目の「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」について、ごたごた書いているが、大前提、小前提、結論をそれぞれ明示しておらず、どのように三段論法の誤謬なのかを示していない。したがって、この文章は何を言おうとしているのか、まったく意味不明で、屁理屈にもなっていない。

東京大学ともあろう者が、ともかく何か書いておけば事実相当に逃げ込める、というのでは情けない限りである。次回期日までにこの準備書面に反論することになる。

第6回口頭弁論、10年10月19日(火)1時15分、東京地裁411号法廷

添付書類 被告準備書面(3)

②気象学会による論文発表妨害事件

最高裁判所への上告を準備している。

東京地裁は、「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」として、原告の請求を棄却した。一方の見解の側に立ち、他方の見解を排除することは、学問の自由の侵害である。

東京高裁は、これに加えて、査読指針について「編集委員会の考え方をまとめたものにすぎないのであって、これによって編集委員会に控訴人が主張するような法的義務が発生するようなものではない」とした。また、査読指針にある主な審査対象としての研究の学術的価値・新規性など4項目を「例示的に列挙しているに過ぎない」として、「査読者の参考意見を理由に掲載を拒否した」という原告の主張を採用しなかった。

この高裁判決は査読指針を気象学会における内部法規とは認めないことで成り立つ論理であり、この点でも内部法規によって守られる学問の自由を否定するものである。

添付資料 査読指針